地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況について①

平成26年度及び27年度の2年間における、地方公営企業の抜本的な改革等の取組及びその検討状況について調査を実施。抜本的改革の推進を集中的に行うこととした平成21年度から25年度までの5年間に引き続き、各公営企業において取組が進んだ。

1. 対象、調査の時点

調査対象事業:地方公営企業決算状況調査の対象となる事業

調査時点:平成28年3月31日現在

2. 調査の項目

以下の7項目についての取組及びその検討状況

- (1)事業廃止 (2)民営化・民間譲渡 (3)公営企業型地方独立行政法人制度
- (4)広域化·広域連携 (5)PFI (6)指定管理者制度 (7)包括的民間委託

3. 調査結果

- (1)事業ごと、項目ごとの取りまとめ(本資料)
- (2)全団体の全事業における個別の取組及びその検討状況(別途、総務省ホームページにおいて公表)
 (http://www.soumu.go.jp/main sosiki/c-zaisei/kouei ryui.html)

4. 参考(地方公営企業の抜本的な改革について)

○「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け自治財政局公営企業課長等通知)(抄)

各地方公共団体が公営企業の経営健全化等に取り組むに当たっては、その前提として、まず現在公営企業が行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証することが必要であり、その結果、事業に意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべきである。

事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化、民間企業への事業譲渡等について検討する必要がある。

〇「経済・財政再生アクションプログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)(抄)

「見える化」を促進する公営企業会計の適用拡大や、事業廃止・民営化等を含む抜本的な改革の検討、経営戦略の策定を通じた経営基盤強化、第三セクター等の経営健全化に向けた取組等を通じ、公営企業・第三セクター等の経営の改革を進める。

○「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

公営企業会計の全面的な「見える化」、公営企業の抜本的な改革(事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用)の推進、経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化、第三セクター等の改革を着実に進める。

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況について②

1. 事業廃止

民営化・民間譲渡、地方独立 行政法人化、広域化など、他 の法人等が事業を行うことと なる場合を除き、事業を廃止 (一部廃止を含む)すること。

109事業(平成26及び27年度の期間(※)に事業廃止した事業数)

(参考)240事業(H21~H25年度における取組実績)

- ・事業廃止は、簡易水道事業、宅地造成事業、観光施設事業・その他事業などにおいて多く取り組まれている。
- ・ 平成26及び27年度の2年間では、特に、下水道事業で10事業、簡易水道事業で22 事業、宅地造成事業及び観光施設事業・その他事業で21事業の取組が行われた。

2. 民営化・民間譲渡

事務・事業を民間事業者(地方公共団体が出資する法人を含む)に譲渡し、又は引き継がせること。

※地方公営企業として行っていた事業 を廃止し、かつ、当該事業を民営化・民 間譲渡する場合もこの項目に該当する。

26事業(平成26及び27年度の期間に民営化・民間譲渡した事業数)

(参考)118事業(H21~H25年度における取組実績)

- ・民営化・民間譲渡は、介護サービス事業において多く取り組まれているほか、交通 事業や病院事業においても取組がみられる。
- ・平成26及び27年度の2年間では、特に、交通事業で4事業、介護サービス事業で16事業の取組が行われた。

3. 公営企業型地方 独立行政法人

地方独立行政法人法上の公 営企業型地方独立行政法人 を設立すること。

2法人(平成26及び27年度の期間に設立された法人数)

(参考)32法人(H21~H25年度における取組実績)

- ・平成21年度以降に設立された公営企業型地方独立行政法人の数は34法人であり、 そのすべてが病院事業を行う法人である。
- ※公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法第82条により、その経営できる事業が定められている(水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業)。

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況について③

4. 広域化•広域連携

一の地方自治体の区域を越えて連携し、事務の共同処理 (事業統合、経営の一体化、 管理の一体化、施設の共同 化等)を行うこと。

23事業(平成26及び27年度の期間に広域化・広域連携を実施した事業数) (参考)113事業(H21~H25年度における取組実績)

- ・広域化・広域連携は、水道事業や下水道事業、簡易水道事業などにおいて多く取り組まれている。
- ・平成26及び27年度の2年間では、特に、水道事業で13事業、下水道事業で8事業の取組が行われた。

5. PFI

PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に規定するPFI手法を導入すること、又は、実態としてPFI手法に類似した手法を導入すること。

13事業(平成26年及び27年度の期間にPFIを導入した事業数)

(参考)15事業(H21~H25年度における取組実績)

- ・PFIは、下水道事業、水道事業、病院事業及び工業用水道事業において導入されている。
- ・ 平成26及び27年度の2年間では、特に、水道事業で4事業、下水道事業で7事業で の導入があった。

6. 指定管理者制度

公の施設の指定管理者(地方自治法第244条の2に基づく指定管理者をいう。)制度を導入すること。

25事業(平成26年及び27年度の期間に指定管理者制度を導入した事業数) (参考)172事業(H21~H25年度における取組実績)

- ・指定管理者制度は、介護サービス事業、観光施設事業・その他事業及び駐車場事業などにおいて多く導入されているほか、市場事業や港湾事業などでも取組がみられる。
- ・平成26及び27年度の2年間においては、特に、病院事業と駐車場事業で5事業、介護サービス事業で7事業の取組が行われた。

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況について④

7. 包括的民間委託

性能発注・複数年契約により、 複数業務を一括して民間事 業者に委託すること。

※シェアードサービス(複数の地方自治体が共同の事務をまとめて一つの民間事業者に委託すること)は、本調査においては、広域化・広域連携に分類。

78事業(平成26及び27年度の期間に包括的民間委託を実施した事業数) (参考)87事業(H21~H25年度における取組実績)

- 包括的民間委託は、下水道事業及び水道事業において多く取り組まれているほか、 簡易水道事業や工業用水道事業などでも取組がみられる。
- ・ 平成26及び27年度の2年間では、特に、水道事業で31事業、下水道事業で42事業の 取組が行われた。